

熊本城普請に関する新出の加藤清正書状

林 晃 弘

はじめに

鎌倉市在住の武田流弓馬道第三十七代司家・金子家敏氏のもとには、肥後熊本藩の竹原家から伝わった多くの故実書が残されており、本所の共同利用・共同研究拠点による一般共同研究により調査を行った。故実書の目録は本誌前号に掲載しているが、それとは別に五月二一日付の加藤清正書状一通を所蔵されている。これは近年まとめられた『加藤清正文書目録』⁽²⁾（以下『目録』）にも未収録の新出史料である。

この新出史料は現在の場所に築かれた熊本城の普請に言及するものでもある。清正段階の普請に関する史料は十数点が確認されているに過ぎず、その経過には不明な点が多い。⁽³⁾このような状況のなかで、新出史料は新たな知見をもたらすものであることから、ここでやや詳しく紹介したい。

一 新出の加藤清正書状と関連史料

新出の加藤清正書状は掛幅装で、図版のように上下二段に表装されている。上段は縦一七・一cm、横三六・九cm、下段は縦一七・一cm、横二・一cmである。

後述のように本文書と同時に発給されたとみられる吉村橘左衛門宛の

書状（後掲〔史料三〕）がある。これは折紙で、目録によると縦三六・四cm、横五四・〇cmである。⁽⁴⁾「吉村文書」をみる限り、この時期に清正が祝儀の礼状として発給した書状は同様の大きさの折紙である。

新出史料もとは折紙であったものと思われる。下段二行目と三行目の間で紙が切れており、この位置で折り返されていたとみられる。その場合、上段は端が一〇cmほど切り取られている可能性が高い。また、下段の月日・差出と宛所の間は詰めてあるものと思われる。天地もやや切り詰められているようである。

このように本来の形状は大きく変更されているが、一通の文書として特に不自然な点はない。翻刻は次の通りである。

〔史料一〕新出史料

為端午之儀／使者を指上、殊帷／五つ到来、悦入候、／熊本普請皆々／精を入、事之外令／出来候由、令満／足候、并国中耕／作之儀、百姓無／緩之旨、得其意候、／将又、於江戸仕合／能、五月十日比／令上着候間、可／心安候、猶蟬江／主膳可申候、謹言、

五月廿一日 清正（黒印）
加藤美作殿へ

清正の黒印は「履道応乾」の印文のものである（『目録』の印判Ⅳ）。



〔史料1〕 新出史料・5月21日付加藤清正書状

位置する。のちに家老の加藤正方らと対立し、元和四年（一六一八）幕府の裁許により越後村上の堀直寄に召預けとなる。⁽⁵⁾

加藤正次宛の文書はあまり残されておらず、単独で宛所になるものは、『目録』三一九・三六九の二通が知られているのみである。なお、本文書の伝来の過程について、詳しいことは不明である。

〔史料二〕の内容は、①端午の祝儀として帷子五つを送られたことへの謝意を述べ、②「熊本普請」の進捗、国内での耕作の様子についての報告に込める。③これ以前に清正は江戸に下向しており、五月一日ごろ上方に着いたことを伝え、④最後に蟬江宗久が別途伝達する旨を記す。特に「熊本普請」に触れる点が注目される書状である。

本文書と同日付で、内容も類似する重臣宛の書状として、次の二点がある。

〔史料二〕「下川文書」〔目録〕五三四⁽⁶⁾

為端午之儀使者を指上、殊ニ鯉式十連到来、悦入候、其元普請皆々精を入令出来之由、尤候、将又、於江戸仕合能令上着候条、可心安候、尚蟬江主膳可申候、謹言、

五月廿一日 清正^(加藤)（黒印）

下川又左衛門尉とのへ

〔史料三〕「大阪城天守閣所蔵吉村文書」〔目録〕四二三⁽⁷⁾

為端午之儀使者を指上、殊帷式つ、鯉拾連到来、悦入候、其元普請皆々精を入令出来之旨、得其意候、弥留守中弥心付簡要候、尚蟬江主膳可申候、謹言、

五月廿一日 清正^(加藤)

吉村橘左衛門尉とのへ

〔史料二〕には江戸より上着したことが記されており、これは〔史料一〕と合致する。〔史料二〕〔史料三〕に共通する「其元普請皆々精を入令出

『目録』によれば慶長五年（一六〇〇）九月を初見に晩年まで用いられ、当初は一般家臣宛の知行宛行状に主に使用されていたが、のちには重臣や古参家臣宛の書状や知行宛行状にも用例がみられるという。

宛所の加藤美作は、家老の加藤正次である。もとは秀吉に仕え、近藤金十郎と名乗っていたが、清正に属し、加藤作右衛門、のち美作と改める。妻は清正の従妹であるという。知行高は慶長一六年時点で一万二六〇二石（自分九四二〇石、与力分三二八二石）であり、家中の最上層に

来」は、「史料一」の「熊本普請」を指すとみてよい。到来した鯉はおそらく国元からもたらされる品であろう。また、この頃の清正書状には多くみられるが、「尚礪江主膳可申候」とあるのも同じである。これらのことから、「史料二」(史料三)は「史料一」と同時に発給されたものであると考えられる。

なお、下川宛・吉村宛は「殿」の字が平仮名の「とのへ」に近い形で記されているが、「史料二」はそれほど崩されていない。家老である加藤正次への待遇が異なっていることがわかる。

右の関連史料の発給年次は、「史料二」は『目録』では慶長六年以降とされるのみである。「史料三」は、『新熊本市史』史料編三近世⁽⁸⁾は慶長一一年カ、『目録』・『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』⁽⁹⁾は慶長七年カとしている。

「史料三」を慶長一一年カとする理解は、おそらく「其元」を江戸とみて、吉村橋左衛門が伊豆の石場で奉行を勤めた江戸城普請と関連づけたものであろう。しかし、三通の文書を同時に発給されたものであると理解した場合、「其元」は熊本である。

一方、慶長七年カとするのは、同年に比定される「下川文書」四月二一日付の加藤百介・加藤正次・加藤可重・下川元宣宛の清正書状(『目録』四二二)と関連するという理解であろう。これは上方にて普請を命じられた清正が、国元の家臣に対して同地の石垣普請と作事も油断なく進めるよう指示したものである⁽¹⁰⁾。しかし、この文書からも明らかのように、このころ清正は江戸に下向していないため、「史料一」(三)を慶長七年に比定することはできない。

二 発給年次と「熊本普請」について

発給年次の手掛かりとなるのは、やはり「史料二」の「於江戸仕合能、

五月十日比令上着候」とある点である。『目録』所収「加藤清正の居所と行動」により慶長六年以降の居所を確認すると、慶長八年・一二年・一四年に絞られる。

最初に慶長八年であるが、清正はこの年の三月二五日付で肥後守に任じられており、翌二六日まで上方での活動が確認できる。その後、四月から五月上旬まで上方を離れていた可能性が高いという。上着の時期は、『時慶記』五月一〇日条に「棒庵ヨリ預使、伏見へ主計正被帰由候」⁽¹¹⁾とあり合致する。ただし、行先は尾張清須であった可能性が指摘されているが、江戸まで下ったかは不明である。

順番が前後するが、先に慶長一四年についてみると、この年、清正は三月に駿府・江戸に向かい、五月五日には豊国社に参詣していることが確認されている。大まかには合致するが、上着の日は少なくとも五日ほど相違することになる。

最後に、慶長一二年であるが、「加藤清正の居所と行動」は、肥後で越年し、三月ごろから駿府城普請にあたり、四月二四日に普請の様子を国元に報知、その後は不明で、一二月には在熊本であるとする。三月から四月の動向の根拠は次の史料である。

「史料四」大阪城天守閣所蔵吉村文書(『目録』四五九)⁽¹²⁾

以上、

態申遣候、其地普請如何申付候哉、漸出来之時分二候間、様体無心元候て申遣候、天守之井出ハよきほと二石垣につかへ候ハて出来候哉、様子無心元候、此月相之時分不図可相越之条、いづれも油断仕間敷候、次、駿河御普請手伝之儀、弥被成 御感^(本多正純)之旨従本上州示給候、然二依而、御鷹一連拝領之分二候つれ共、重而御懇之上意にて二連令拝領、嘉平次二三日以前罷下候、仕合無残所候間、心安可存候旨、各へ可申聞候、為其如此候、

謹言、

卯月廿四日 清正^(加藤) (黒印)

并河金右衛門尉とのへ

吉村橘左衛門尉とのへ

和田勝兵衛とのへ

本文書は駿府城普請に関するものであることから、これまで慶長一二年に比定されている。ただし、翌一三年の再建時の可能性もある。

前半では「其地」での普請の進捗と、「天守之井出」と石垣の状況を尋ね、月合にふとそちらに行くつもりだと述べている。二四日付であることから両者は数日で到着できる場所にいるはずであり、駿府と熊本のような距離感ではない。

後半では家康から駿河での普請への助力を賞されたことを伝える。清正は慶長一年末に本多正純からの要請を受け、穴太の進上と、手代四五百人ほどの派遣を検討しており、それに対してのものである可能性がある⁽¹³⁾。また、「史料四」で本多正純から伝達された家康の謝意は文書によるものとみる余地があり、清正がこの時駿府に滞在していたとは必ずしもいえない。文脈からは、嘉平次は駿府から罷り下ったと思われ、清正は駿府以東か、西国にいるものと考えられる。また、嘉平次が二、三日以前に下ったということから、清正はその地に数日は留まっているのであろう。

さて、清正の居所を考える上では、並河らがいる「其地」がどこであるかが問題になる。この点については熊本であると考えられてきたが、再検討が必要であるとの意見もある。

「其地」を熊本とみる見解は、慶長一二年に熊本城が完成したという説と関連づけられている⁽¹⁴⁾。しかし、この慶長一二年完成説の根拠は『新撰事蹟通考』⁽¹⁵⁾の引用する疑わしい文書のみである。明確に否定はできない

いが、史料的な裏づけは薄い。また、慶長一三年の場合、清正は在国中であり、「其地」は肥後の領国内であると考えられるが、関連する史料は確認できない。

それに対して『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』は、宛所の並河らが慶長一年の江戸城普請に携わったことから、公儀普請に関するものである可能性を指摘する⁽¹⁶⁾。「其地」は駿府とは別であろうから、江戸であると考えられる。ただし、宛所のうちの吉村橘左衛門は慶長一年六月に伊豆の石場から直に帰国している可能性があり、翌一二年まで継続的に東国にいたかは要検討である。

しかし、慶長一二年の江戸城では前年の普請につづき、閏四月一日に天守台等の普請が開始されている⁽¹⁸⁾。「史料四」はその直前の時期にあたり、「天守之井出」の話題はそれに関わるものとみることができ。また、このころ清正は江戸屋敷の造営を進めようとしており、最初の「其地普請」はそのことを指すとも考えられる。このように「史料四」は江戸の状況と合致する点がある。

「史料四」が慶長一二年で、「其地」が江戸である場合、四月二四日時点で清正は駿府以東に滞在し、同月末から閏四月初めに江戸に行くつもりであったということになる。その後の清正の動向は不明であるが、五月上旬に上着することは可能である。

ここで吉村橘左衛門の居所について検討すると、「史料四」の四月二四日付書状の「其地」が江戸であれば、吉村の居所も同地である。仮に「史料三」も同年とした場合、吉村は帰国の上、閏四月中旬には上方に端午の祝儀を発送していることになる。急使でなければ帰国には二〇日以上を要することから日程的には難しい。したがって、完全には詰め切れないが、「史料四」をもとに慶長一二年四月末ごろに清正が江戸へ下向していたといえるとしても、「史料一―三」は同年のものではないと

考えておきたい。

以上の検討から、「史料一」(三)は慶長八年か一四年のいずれかである。ここでさらに吉村橋左衛門宛のものに次の清正書状がある。

〔史料五〕「大阪城天守閣所蔵吉村文書」〔目録〕五三三⁽²⁰⁾

為端午之祝儀使者指越、帷式到来、令祝着候、将又、駿府・江戸御前仕合能至伏見上着候間、近日可令下国候、尚堀江主膳可^(宗久)申候也、謹言、

五月十六日 清正^(加藤) (黒印)

吉村橋左衛門尉とのへ

五月一六日付で、これも端午の祝儀に対する礼状である。この史料では清正は駿府・江戸に赴き、伏見に上着したという。ここまでの検討を踏まえると、「史料五」も慶長八年と一四年の両年に絞られ、そのうち駿府が政治拠点の一つとなっている慶長一四年に比定できる。そして、自然に考えれば同じ吉村橋左衛門宛の「史料三」と「史料五」は別の年のものであるので、「史料三」の方は慶長八年になる。

したがって、「史料一」も慶長八年であると考えられる。この推定について、最後に「熊本普請」がどのように位置づけられるのかという観点から検証しておきたい。⁽²¹⁾

〔史料一〕の「熊本普請」は熊本城に関係する普請でよいと思われる。現在の場所に築かれた熊本城の普請は慶長四年七月までには開始されたと考えられている。⁽²²⁾翌五年一〇月の清正書状〔目録〕三四六によれば「新城」の天守の建築もほぼ完了しているとみられている。

その次の動きがわかるのが、先に触れた慶長七年に比定される「下川文書」の四月二一日付加藤百介・加藤正次・加藤可重・下川元宣宛の清正書状である〔目録〕四二二。この時、熊本では石垣普請が行われていることがわかり、清正はそれについて「皆々普請二令如在様二相聞候、

沙汰之限成儀候」と叱責している。⁽²³⁾同年カとされる七月一三日付下川元宣宛書状〔目録〕四二五・吉村橋左衛門宛書状〔目録〕四二六には「此方罷登者共作事等二令辛勞体候、其元普請、皆々可入精事尤候」⁽²⁴⁾などあり、上方での作事と並行して熊本での普請も継続していることがわかる。そしてこれらの書状からは、加藤正次・下川元宣・吉村橋左衛門はいずれもこの時の熊本城普請に関わっていることが知られる。

かかる展開の上で、慶長八年に比定した五月二一日付の〔史料一〕(三)は、前年からの普請が順調に進んだとの報告を受け、それを賞したものであることになる。その後はしばらく熊本城普請に関する年次の明確な史料はみられなくなる。慶長八年に比定される一〇月九日付加藤清正書状〔目録〕四三〇にも肥後における堀普請がみえるが、これは加藤可重の阿蘇内牧城に関するものと考えられている。⁽²⁵⁾〔史料一〕に「事之外令出来候由」、「史料二」(史料三)に「令出来之由」等とあることを踏まえば、この時の熊本城普請は端午の祝儀を發送する四月半ばごろから遠くない時期に完了したのではないか。

このように新出史料は熊本城普請のなかで位置づけることができ、先の慶長八年とする年次比定で問題は生じない。なお、この時の普請の範囲は文献史料からは明らかにできないが、近年の歴史考古学的手法による石垣遺構の分析から、ある程度の推定は可能になっている。⁽²⁶⁾

おわりに

本稿では金子家敏氏所蔵の新出の加藤清正書状を紹介してきた。発給年次は、同日付の二通の書状とともに慶長八年に比定できる。本文書からは、慶長四・五年につづく慶長七年の熊本城普請は翌八年までかかり、重臣の多くを動員する大規模なものであったことが指摘できる。そしてこの慶長八年が一つの区切りとなったのではないか。

また、清正はこの年に江戸へ下向していたことも明らかになった。このころ家康は京都・伏見にいたことから、「於江戸仕合能」は徳川秀忠との面会が上首尾であったことを伝えるものである。

この時の江戸下向の目的ははっきりしないが、秀忠の息女で同年七月二八日に豊臣秀頼に嫁す徳川千が、母浅井江とともに江戸を出立し、五月一日以降、一五日以前に伏見城に到着したとみられる点は注意される。²⁷上洛時期の近さから、清正はこの件に関する何らかの役割を与えられ江戸に赴いた可能性も想定できる。ただし、後世の史料も含めて傍証はなく、確定するには新たな史料によるほかないだろう。しかし、いずれにせよ本文書はこの段階の徳川氏と清正の関係を考える上でも興味深い史料である。²⁸

〔註〕

- (1) 阿部能久・高橋慎一朗「武田流金子司家史料目録」(『東京大学史料編纂所研究紀要』三十一号、二〇二二年)。
- (2) 大浪和弥・鳥津亮二・山田貴司・金子拓編『加藤清正文書目録』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一四―一、二〇一五年)。清正発給文書の番号は本目録による。
- (3) 『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』(熊本市熊本城調査研究センター、二〇一九年)。同センター刊行の報告書は熊本市ホームページで公開されている。
- (4) 『大阪城天守閣所蔵資料目録』(大阪城天守閣、一九六七年)。二〇二一年一月二三日に原本の調査を行った。
- (5) 『大日本史料』一二編―二九、元和四年八月一日条。森山恒雄「肥後加藤政権と重臣飯田角兵衛(一)」(『市史研究くまもと』五、一九九四年)。加藤家の家中騒動については、福田千鶴「加藤忠廣の基礎的研究―附飯田寛資料の翻刻・紹介」(『九州文化史研究所紀要』六二、二〇一九年)。

に詳しい。

(6) 「下川文書」(『熊本県史料』中世三、五八号)。史料編纂所架蔵影写本も確認。

(7) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」一。

(8) 熊本市、一九九四年。

(9) 前掲注(3)に同じ。

(10) 「下川文書」(『熊本県史料』中世三、四五号)。「特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編」(前掲注(3))では加藤右馬允を正方とするが、従来通り可重でよい。

(11) 『時慶記』三(時慶記研究会編、臨川書店、二〇〇八年)。

(12) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」一。

(13) 「慶長一年」一二月二〇日付加藤清正書状(『目録』四五七)。

(14) 『新熊本市史』通史編三近世一(熊本市、二〇〇一年)は熊本城小天守に関わるものと推定している。

(15) 武藤巖男・宇野東風・古城貞吉編『肥後文献叢書』三(隆文館、一九一〇年)。

(16) 前掲注(3)に同じ。

(17) 「大阪城天守閣所蔵吉村文書」六月二〇日付織田秀雄書状(東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」一)。年次比定は花岡興輝「熊本県史料 中世篇補遺(二)」(『熊本史学』四一、一九七二年)による。

(18) 『大日本史料』一二編―四、慶長二二年閏四月一日条。

(19) 前掲注(13)に同じ。

(20) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」一。

(21) 熊本城の造営についての最新の研究は前掲注(3)を参照。

(22) 山田貴司「熊本城の普請開始時期とその政治・軍事的背景」(熊本県立美術館「熊本城と武の世界」二〇一九年)。

(23) 前掲注(10)に同じ。

(24) 引用は「大阪城天守閣所蔵吉村文書」(史料編纂所架蔵写真帳「大阪城天守閣所蔵文書」一)。上方で作事が行われており、同時に熊本でも普請

を進めていることがわかることから『目録』四二二号文書につづくものとみてよいと思われる。

- (25) 稲葉継陽「加藤清正の歴史的位置」(熊本県立美術館『加藤清正』二〇一二年)。八代市立博物館未来の森ミュージアム『八代城主・加藤正方の遺産』二〇一二年。

- (26) 「熊本城の石垣変遷」(『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』、熊本市熊本城調査研究センター、二〇二〇年、下高大輔氏執筆)。

- (27) 『大日本史料』一二編―一、慶長八年五月二五日条。福田千鶴『江の生涯』(中公新書、二〇一〇年)。

- (28) この論点については跡部信「清正と家康の海賊退治」(『大阪城天守閣紀要』二九、二〇〇一年、のち同『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年)がある。

【付記】 本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究(二〇一九・二〇二〇年度)「武田流弓馬故実書の形成過程に関する史料学的研究」(代表阿部能久)の成果の一部である。